

平成26年

甲賀市入札監視委員会報告書

(平成24・25年度発注工事等審議結果)

目次

- 1 はじめに
- 2 甲賀市の公共工事入札・契約制度の状況
- 3 委員会審議経過
 - (1) 委員会開催状況
 - (2) 審議方法
 - (3) 審議内容
 - ア 入札方式別発注工事について
 - イ 抽出事案について
 - ウ 指名停止の状況について
- 4 審議結果
- 5 付帯意見
- 6 委員会審議での主要な質問に対する回答
- 7 おわりに

1 はじめに

甲賀市入札監視委員会は、「公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、甲賀市の第三者機関として、平成17年11月1日に発足した。

委員会の任務は、(1)市が発注した建設工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の業務（以下「工事等」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けること(2)市が発注した工事等で一般競争入札参加資格の設定の理由及び指名競争入札に係る指名の理由について報告を受けること(3)一般競争入札の入札参加資格がないとしたこと及び公募型指名競争入札において指名しなかったことに対する再苦情を審査し、その結果を報告すること(4)入札参加停止又は警告若しくは注意の喚起に対する再苦情を審査し、その結果を報告すること(5)その他、入札及び契約手続に関し市長が必要と認める調査及び意見具申又は報告をすることである。

入札・契約制度については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な価格での入札、不正行為の排除の徹底といった観点のもと、より良い入札等の制度改革の取り組みが求められているところである。当委員会は、委員会で抽出した事案について、市からの報告を受け、これらの観点から審議をしてきた。短時間での審議の中では十分に議論を尽くせなかった課題もあるが、平成24年度第23回から平成26年度第28回までの委員会で審議した平成24年度及び平成25年度発注工事等の審議結果等をまとめ、市に対しての提言とするものである。

2 甲賀市の公共工事入札・契約制度の状況

市の公共工事等の発注にあたっては、建設工事契約の適正な締結を図るため、甲賀市建設工事契約審査委員会において、入札等の参加者の資格審査を行っている。審査委員会で諮る工事等の案件は、少額な随意契約の範囲(工事で130万円、委託で50万円、物品購入等で80万円)を超える契約、議会に付すべき契約及び当初契約に対し3割を超える変更契約の案件を対象としている。

一般競争入札については、一定金額(1億5千万円)以上の契約について条件付一般競争入札を導入している。指名競争入札は、平成20年度から工事発注量の減少に対応するため、従来の格付制度を廃止、発注基準に弾力を持たせた基準を基に、入札参加者の募集を行う「甲賀市方式受注希望型指名競争入札」を導入していたが、平成26年10月の電子入札導入を機に廃止し、「事後審査型一般競争入札」で実施することとなった。電子入札については入札参加者の利便性の向上と入札における透明性、公平性、競争性の確保、契約事務の効率化を図るため建設工事と建設コンサルタント業務委託を滋賀県で運用されている電子入札システムとの共同利用により実施している。

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき難易度の高い工事については、価格及び品質を総合的に評価して契約を行う総合評価方式の入札制度も試行的に導入し、品質確保に努めている。

予定価格については、土木・建築工事で事前公表をしていたが、予定価格が目安となり業者の見積努力を損なわせること等が懸念され、平成20年度より事後公表としている。

また、入札及び契約の過程、内容の透明性を高めるため情報の公開に取り組んでおり、インターネットの活用を積極的に図っている。尚、市の公共工事等における入札状況及び随意契約の状況は下表のとおりとなっている。

入札状況 (平成24年度～平成25年度) 【契約検査課資料】

建設工事

区 分	平成24年度	平成25年度
一般競争入札	7	2
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
指名競争入札	153	178
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
件 数 合 計	160	180
落札率 (%)	80.04	83.73
落札額 (円)	4,827,520,803	3,204,508,230
予定価格 (円)	6,031,706,940	3,827,006,640

委託

区 分	平成24年度	平成25年度
一般競争入札	0	0
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
指名競争入札	157	187
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
件 数 合 計	157	187
落札率 (%)	76.00	77.44
落札額 (円)	647,755,709	823,518,055
予定価格 (円)	852,292,245	1,063,468,426

物品

区 分	平成24年度	平成25年度
一般競争入札	0	0
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
指名競争入札	46	78
[内総合評価方式によるもの]	[-]	[-]
件 数 合 計	46	78
落札率 (%)	68.90	76.53
落札額 (円)	333,467,758	353,221,771
予定価格 (円)	484,009,424	461,539,880

合計

区 分	平成24年度	平成25年度
一般競争入札	7	2
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
指名競争入札	356	443
[内総合評価方式によるもの]	[0]	[0]
件 数 合 計	363	445
落札率 (%)	78.84	81.86
落札額 (円)	5,808,744,270	4,381,248,056
予定価格 (円)	7,368,008,610	5,352,014,946

(注) 甲賀市では、委託、物品については、総合評価方式は採用していません。

随意契約状況

(平成24年度～平成25年度)

区 分	平成24年度	平成25年度
建設工事	8	10
委託	214	259
物品	11	9
件数合計	233	278
落札率 (%)	91.66	91.32
落札額 (円)	2,441,218,549	3,127,622,650
予定価格 (円)	2,663,294,894	3,425,054,160

(注) 少額随意契約(予定価格が工事130万円以下、委託50万円以下、物品80万円以下)は含んでいません。

3 委員会審議経過

(1) 委員会開催状況

平成24年度第23回委員会	平成24年10月24日	(水)14:00～16:00
平成24年度第24回委員会	平成25年2月20日	(水)14:00～16:10
平成25年度第25回委員会	平成25年6月19日	(水)13:50～16:35
平成25年度第26回委員会	平成25年10月23日	(水)14:00～15:45
平成25年度第27回委員会	平成26年2月19日	(水)14:00～15:30
平成26年度第28回委員会	平成26年6月25日	(水)14:00～16:40

本委員会については、非公開とし、審議内容は後日会議録要旨により公表した。

(2) 審議方法

本委員会における審議対象は、甲賀市が発注した建設工事及び工事に係る調査、測量、設計等の委託業務(第28回は役務の提供及び物品の製造等の業務)で、それぞれ契約金額1千万円以上のものである。このうち定例会議の対象となる事案の抽出は、上記に定める審議対象発注工事等から、委員長を除く委員の輪番による抽出委員により事前に抽出されたものである。

定例会議においては、事務局より抽出事案に関して、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定行為が適切に行われているかについて審議を行った。

(3) 審議内容

- ア 入札方式別発注工事について
別紙入札方式別発注工事等内訳表による。
- イ 抽出事案について
別紙審議抽出案件工事一覧表による。

ウ 指名停止の状況について

別紙指名停止等の運用状況一覧表による。

4 審議結果

平成24年度から平成25年度の事業において抽出された事案（別紙審議抽出工事等一覧表）について、入札参加資格の設定及び指名業者の選定等は、定められた基準等に従い、公平かつ適正に処理されていた。また、同期間の指名停止の状況についても、指名停止基準に従い適正に処理されていた。

以上により、平成24年度から平成25年度において執行された入札・契約の手続きは、適正なものとして認められる。

5 付帯意見

本委員会の審議の過程において、各委員から提言のあった事項を次のとおり付帯意見として報告する。

(1) 一般競争入札について

一般競争入札については、1億5千万円以上の工事で実施されているが、より一層の透明性、競争性の確保のため、業者数の事前把握を行い数多くの業者が参加できるように努められたい。

(2) 受注希望型指名競争入札について

受注希望型指名競争入札は、工事発注量の減少への対応と意欲のある業者の入札参加を促すため、平成20年度より試行実施されている。参加申込み資格は、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の総合評価値と甲賀市が通知した主観点数の合計点により条件を示している。この申込み条件である点数については、より競争性が高まるように、多くの業者が含まれる区分の選定に努められたい。

(3) 指名競争入札について

工事の専門性や特殊工法は、県外業者のみでの指名競争入札が行われているケースがあるが、現下の厳しい経済情勢であることから、県内業者への発注が可能かどうか設計段階からの検討に努められたい。

また、業者選定にあたり実績を有する者の調査については、今後とも日本建設情報総合センターの公共工事・業務実績情報を活用されたい。

(4) 随意契約について

随意契約については、目的、内容を十分精査し、厳格な適用に努められたい。特に工事においては、消費税増税による民間工事の増加並びに平成25年度に発生した台風18号に伴う災害復旧工事の影響から公共工事の入札参加率が著しく低下し、

入札不調件数が平成24年度9件から、平成25年度の32件と23件増加し、中でも随意契約に移行する事例が4件となっている。このことから公共工事の発注時期が集中しないよう、前倒し発注による入札参加率の向上に努めるよう特段の配慮が必要である。

役務発注では、給食の配送業務において、従前より学校等の再編を視野に入れながら単年度契約を継続されており、配送車の改造を条件に他者が参入しにくい状況となっていることが確認された。今後においては、労務費のみの調達となるよう内容を精査し、競争性、透明性の確保に努められたい。

下水道工事の設計業務委託においては、プロポーザル方式により採用された工法の専門性が高く1者しか施工できない場合、その後の工事入札においても競争性を確保しにくい状況であることが確認された。この場合、設計施工として発注することも含めて今後検討を進められたい。

(5) 最低制限価格について

建設業を巡る状況が一層厳しくなる中で、ダンピングや下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の影響を避けるため、国の指導により、最低制限価格の引き上げが行われたところである。最低制限価格の設定にあっては、落札状況や経費の中身をさらに検証し、適正な価格設定に努められたい。

(6) 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の導入については、現時点では市の執行体制や地元業者の体制から困難と思われるが、県内他市の状況も調査しながら研究に努められたい。

(7) その他

公共工事の名称は前年度と同じ名称ではなく後のメンテナンスのことも考えて「〇〇工区」や「第1期」、「その1」等を付けわかりやすい名称とするよう努められたい。

6 委員会審議での主要な質問に対する回答

入札契約制度に関して、審議過程において委員から出された主要な質問と、それらに対する回答は以下のとおりである。

主 要 な 質 問	回 答
<p>○一般競争入札について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格条件の（２）の暴力団関係はどのようにして調べるのか。 ・ 入札参加条件の平均完成工事高が８億円、１５億円、２０億円と差をつけているのは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加願の時に提出のあった役員、営業所の代表者の氏名、生年月日、性別のデータを、県警本部に照会をかけてチェックしています。 ・ 市内業者が優先して入札参加できるように条件設定しました。
<p>○受注希望型指名競争入札について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事の発注は、建築主体、建築電気、建築機械に分割して発注しているのか。 ・ 電気設備と機械設備で同じ業者が参加しているが条件さえ整えば両方落札できるのか。 ・ 主観点数とはどういうものか。また、合計点数に上下限が設定されているのは何故なのか。 ・ 参加業者が少ないと競争性がないので何か手立てを考えないといけないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲賀市の建築工事に係る発注方針は、耐震補強・大規模改造工事については設備工事の割合が少ないことから一括発注を行い、新築物件については分離発注を基本としています。 ・ 両方の落札は可能です。ただし、技術者については別々に配置していただきます。 ・ 主観点数には、信用状況、人権研修、社会貢献活動等、労働災害防止活動等の各項目があり、入札参加停止措置の該当の有無、人権研修への参加、消防団活動、上下水道修繕・雪寒対策の委託業者であるのか、災害応援救援活動の締結、建設業労働災害防止協会への加入、安全訓練の参加などに点数を付した合計点です。また、甲賀市では、客観点数であります総合評定値P点と市独自の主観点数の合計で業者に点数を付けています。工事により上下限を設けるのは、設計金額に見合った施工能力のある業者を点数で区分するためです。 ・ あらかじめ参加が少ないと予想される工事は、点数上位の業者を入れて増やしたりしています。

<p>○指名競争入札について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2者で前年度は随意契約としているが本年度は指名競争入札としているのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度までは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」の規定を運用し、見積もり合わせによる随意契約を行っていましたが、本年度は随意契約ガイドラインの整備を行う中で透明性を高めるため2者で入札としました。
<p>○随意契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約ガイドラインの整備により入札での変更点は何か。 ・ 設計・施工という発注方法は今までに実施例はあるのか。 ・ 給食の配送業務で、どのような車の改造が必要なのか。また、指名願が提出されている業者は、単年度契約でも車を改造して入札に参加する意思があるのではないか。 ・ シルバー人材センターと障がい者福祉施設との業務分担はどうして決めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までは明確な基準が設けられてなかった中で運用をしていました。平成24年12月に随意契約ガイドラインを制定しましたので、今後はガイドラインを基に運用していきます。また、今後は2者以上あれば入札を行います。 ・ 初めて採用しました。通常ならば設計委託を発注しこれに伴い工事発注としています。しかしながら、河川内障害物の早期撤去が必要であり、また工種が撤去のみとなることから施工監理項目も少なく設計・施工とし発注しました。 ・ トラックのコンテナ内でワゴンが動かないように固定装置やレールの設置、保育園、小学校の建物状況により車高を低くする改造が必要となります。以前は指名競争入札を実施し、5年間の長期継続契約としていましたが、給食センター施設の統廃合や、園・学校の再編があるため単年度の契約としています。単年度契約した場合は、給食専用の配送車の購入、改造費、印刷費等の費用が大きくなることから参加は難しいと予想されます。 ・ 事前に障がい者福祉施設に業務可能な内容について聞き取り調査を実施しています。その中で可能と判断された業務は障がい者福祉施設に委託しており、それ以外の業務については、シルバー人材センターにも聞き取り調査を実施しながら業務の調整を行っています。

<p>○プロポーザル方式について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画運営の提案をプロポーザルでどのように決めるのか。 ・ 配点はどうなっているのか。 ・ プロポーザルの実施方法は、提案書の提出だけか、また提案書とプレゼンテーションと併せての実施か。 ・ 採点は審査委員7名が協議して実施するのか、それとも各自採点したものを集計しただけのものか。 ・ 公募期間は1カ月程度をとっているが通常これくらいの期間が必要となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務受託者選定委員会で7名の委員が、提案に対して7つの評価項目で点数を付して決めます。 ・ 項目1から順番に、10点、10点、30点、15点、10点、15点、10点です。 ・ 提案書の提出、プレゼンテーションの実施と同日にヒアリングを実施しています。 ・ プレゼンテーションまでに事前打ち合わせを行い採点方法等を説明しています。そのため、この採点結果については集計のみの結果となります。 ・ 参加業者を多く募るために1カ月程度としています。
<p>○最低制限価格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計委託業務には最低制限価格は設定しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務委託は最低制限価格を設けていません。

7 おわりに

入札及び契約手続きについては、入札の透明性・競争性・公平性を向上させるため、創意工夫を重ねその改善が求められている。今後、現行の入札制度にとらわれずシステム全般の改善策が常に重要との認識のもと、国、県などの入札等制度改革の動向を踏まえ、必要な改革に取り組まれることを強く望むものである。

平成26年12月 3日

甲賀市入札監視委員会

委員長 加納 正雄